

訪問看護ステーションにおける事例検討会開催状況とその意義

熊倉みつ子、飯吉 令枝、佐々木美佐子、
小林 恵子、平澤 則子、斎藤 智子

新潟県立看護短期大学

Significance of case study discussion in visiting nurse station

Mituko KUMAKURA, Yoshie HIYOSHI, Misako SASAKI,
Keiko KOBAYASI, Noriko HIRASAWA, Tomoko SAITOH,

Niigata College of Nursing

Summary The purpose of this study is to evaluate whether case study discussions improved the quality of nursing care and its contribution to increasing nursing knowledge.

Information was obtained from questionnaires completed by the managers of the stations.

Results:

1. 19% of the visiting nurse stations regularly conducted the case study discussions. 39% of the visiting nurse stations irregularly conducted the case study discussions.
2. 61% of the visiting nurse stations participated in admin · sponsored case study discussions. 39% of the visiting nurse stations participated in other case study discussions.
3. The visiting nurse station where the discussion material was prepared in the course of the case studies was 29.4%. The visiting nurse station where the discussion record was left in the course of the case studies was 70.6%.
4. The effects of the case study discussions according to the managers were improvement of nursing practice, increase of nursing persons nature, the cooperation between nursing people and increase team work, and improvement of staff motivation.

要約 訪問看護の質の向上に寄与する事例検討会のあり方について考えることを目的として、N県内の訪問看護ステーションの管理者を対象に、事例検討の実態と教育的意義に関する当事者の意識を質問紙法により調査した。主な結果は以下の通りである。

1. 施設内で独自の事例検討会を定期的実施していた施設は 18.6%であり、不定期で実施していた施設は 39.0%であった。市町村等の事例検討会へ参加した施設は 60.6%であり、その他の事例検討会へ参加した施設 39.0%であった。
2. 施設内の事例検討会では、検討資料の準備をしたものが 29.4%、検討記録を残しているものが 70.6%であった。
3. 管理者が考える事例検討会の意義は、①看護実践の改善、②看護者の資質の向上③看護者間の連携・チームワークの向上④スタッフの意欲の向上の 4 点に分けられた。

Key words 訪問看護ステーション visiting nurse station
事例検討会 case study discussion

I. はじめに

平成4年に老人訪問看護ステーションが法制化されてから9年が経過した。この間に、平成6年10月に健康保険法改正により訪問看護制度が創設され、平成12年4月に介護保険法が施行され、在宅療養支援が本格化した。この介護保険導入の準備段階から訪問看護の需要は急速に高まった。N県においても平成11年には72施設であった訪問看護ステーションが13年3月現在では92施設と急増した。

平成11年に、私たちが実施した訪問看護ステーションにおける看護職者の教育ニーズに関する調査では、実践されている教育・研修の方法として、現任教育、初任者研修ともに「事例検討会」が最も多い結果であった¹⁾。事例検討の意義は、直接的に問題解決を図ることが目的ではなく、問題を種々の面から総合的に見ることであり、討議の中での気づきが自己理解を増すものと言われている²⁾。複数の専門職による事例検討は、提供するケアを改善し、看護職の資質向上につながる効果を持つものであるが、その実施方法により、期待できる効果は一定ではない。

現実に、訪問看護ステーションでの訪問事例の情報交換や対応方法の検討は、カンファレンスや業務報告などの日常業務の中で頻繁に行われている⁴⁾。訪問看護職が参加する事例検討会は、施設単位で企画・運営される独自の事例検討会、行政機関が開催する連絡会や研修会に類する事例検討会、介護支援専門員が招集するサービス担当者会議、私的な学習会や研修会に位置づけられる事例検討会等の種類がある。しかし、これらの事例検討会の実施状況・参加状況や訪問看護職に対する教育的効果については明確にされていない。

そこで本研究は、訪問看護の質の向上に寄与する事例検討会のあり方について考えることを目的に、訪問看護ステーションにおける事例検討会の実態と教育的意義について管理者の意識調査を実施した。

II. 調査方法

1. 調査対象者および方法

調査対象は、平成13年3月現在N県内に設置されている92の訪問看護ステーションの管理者。平成13年4月に郵送による質問紙調査を実施し、59名の回答を得た。

2. 調査内容

質問紙は、訪問看護ステーションの背景と管理者の属性、事例検討会の実施状況と参加状況、管理者の考える事例検討会の意義と実施上の問題点等、自由記載を含めて独自に作成した。

- 1) 訪問看護ステーションの背景として、設置主体、設立年度、経営形態、医療・福祉関連機関との併設状況、訪問看護スタッフ数、居宅介護支援事業所指定の有無等
- 2) 管理者の属性として、年齢、職種、現任施設での管理経験年数
- 3) カンファレンス、ミーティング、業務報告などの日常業務の中で事例検討を行う機会の有無
- 4) 以下の事例検討会の実施状況と参加状況、内容、期待する効果と課題
 - (1) 施設単位で企画運営される施設内の「独自の事例検討会」
 - (2) 介護支援専門員が招集する「サービス担当者会議」
 - (3) 保健所・市町村・福祉事務所等の行政機関が開催する連絡会や研修会に類する「行政主催の事例検討会」
 - (4) 私的な学習会や研修会等の「その他の事例検討会」

本調査では、事例検討会を①日時を決め、②ケースレポートを検討資料として提示し、③複数の専門職の参加により④ケアの適否や可能性を検討し合い、⑤学習の積み重ねのための検討記録を残すものと定義した。調査では、このうちの検討資料の有無と、検討記録の有無について調べた。

3. 分析方法

回答が得られた59の訪問看護ステーション（回収率64.1%）について分析した。質的データは χ^2 検定を行い、有意水準は5%以下とした。分析にはSTATISTICAを使用した。

III. 結果

1. 対象の概要

施設の背景を設置主体からみると、医療法人が27施設(45.8%)で最も多く、次いで厚生連が10施設(16.9%)、社会福祉法人が9施設(15.3%)であり、市町村、医師会、看護協会、その他が合せて13施設

(22%)であった。

表1 施設の背景

		施設数	%
設置主体	医療法人	27	45.8
	医師会	2	3.4
	社会福祉	9	15.3
	市町村	3	5.1
	看護協会	2	3.4
	厚生連	10	16.9
	その他	6	10.2
設立年度	平成5年	2	3.4
	平成6年	2	3.4
	平成7年	8	13.8
	平成8年	5	8.6
	平成9年	12	20.7
	平成10年	9	15.5
	平成11年	13	22.4
	平成12年	6	10.3
	平成13年	1	1.7
	未記入	1	1.7
経営形態	独立採算	32	55.2
	依存型	26	44.8
	未記入	1	1.7
居宅介護支援	受けている	27	45.8
事業所指定	いない	32	54.2
職員数(常勤換算)		平均4.3 (±1.69) 人	

設立年度は、29 施設(49.2%)が介護保険法制定後の平成 10 年以後に開設されたものであり、平成 9 年以前に開設されたものは 29 施設(49.2%)であった。

経営形態は、訪問看護ステーションとして、独立採算制で運営されている施設が、32 施設(55.2%)であった。居宅支援事業所の指定を受けていたのは、27 施設(45.8%)であった。

表2 管理者の属性

年齢	44.7 (± 8.16) 歳
管理経験(月)	32.4 (±23.90) 月
職種	看護婦 46人 (79.3%)
	保健婦 12人 (20.7%)
	未記入 1人 (1.7%)

看護職員数は、常勤換算で平均 4.3 (SD±1.69) 名であり、最少の施設では 2.5 名、最多の施設では 10.2 名であった。

管理者は、平均年齢 44.7 (SD±8.2) 歳であり、最年少者は 30 歳、最年長者は 71 歳であった。年代別では 40 歳代が最も多く 70.2%を占め、50 歳代が 23.4%であった。

職種別では看護婦(士)が 46 名(79.3%)であり、保

健婦(士)が 12 名(20.7%)であった。1 名が未記入であった。

管理者の現任施設における管理経験年数は、平均 32.4 (SD±23.9) か月であった。管理経験の最も短い人は 1 か月、最も長い人で 98 か月であった。

2. ステーション内での事例検討の実施状況

1) カンファレンス等での事例検討

「毎回、事例検討をする」と回答した施設は 25 施設(43.1%)、「必要時に事例検討をする」が 31 施設(53.4%)であった。その他の 3 施設は、「カンファレンス等を行っていない施設」「未記入」「その他」が各 1 施設ずつであった。

2) 業務報告時の事例検討

「毎回、業務報告時に事例検討を実施している」施設は 12 施設(20.3%)であり、「必要時には行っている」施設が 44 施設(74.6%)であった。その他の 3 施設は、「求められないから」「話題がない」「その他」が各 1 施設ずつであった。

3) 独自の事例検討会の実施

表3 事例検討会の実施状況

		施設数	%
施設内の事例検討会	実施した	11	18.6
	不定期	23	39.0
	しない	25	42.4
行政主体の事例検討会	参加した	36	63.2
	しない	11	19.3
	知らない	10	17.5
	未記入	2	3.5
その他の事例検討会	はい	23	39
	いいえ	34	57.6
	未記入	2	3.4

実施状況は、「定期的に実施している」11 施設(18.6%)、「不定期に実施」23 施設(39.0%)であった。25 施設(42.4%)では、独自の事例検討会は行われていなかった。

設置主体や職員数、設立年度、居宅介護事業所指定の有無と、「独自の事例検討会」の実施状況に関連は認められなかった。施設の経営形態別では、独立採算制の施設に「独自の事例検討会」を実施している割合が高かった ($p<.05$)。

管理者の年齢、職種、管理経験年数と「独自の事例検討会」の実施状況に関連は認められなかった。

表4 施設の特性・管理者の属性と事例検討会の実施

		実施している	実施していない
施設の特性	居宅介護支援事業所の指定あり	16(59.3%)	11(40.7%)
	居宅介護支援事業所の指定なし	18(56.3%)	14(43.7%)
	平成9年以前の設立	16(55.2%)	13(44.8%)
	平成10年以降の設立	17(58.6%)	12(41.4%)
	職員数4.3人未満	19(50%)	19(50%)
	職員数4.3人以上	12(66.7%)	6(33.3%)
	運営は独立採算制	23(71.9%)	9(28.1%)
管理者の属性	運営は母体依存型	10(38.5%)	16(61.5%)
	年齢44.7歳未満	20(54.1%)	17(45.9%)
	年齢44.7歳以上	14(63.6%)	8(36.4%)
	職種：看護婦	27(58.7%)	19(41.3%)
	職種：保健婦	6(50%)	6(50%)
	管理歴32.4月未満	21(55.3%)	17(44.7%)
	管理歴32.4月以上	13(61.9%)	8(38.1%)

*: p<.05

定期、不定期を問わず「独自の事例検討会」を実施している34施設の具体的な実施状況について以下に述べる。

34施設の内、30施設(88.2%)が勤務時間内に事例検討会を開催しており、時間外に開催しているのは、3施設(8.8%)であった。また、未記入が1施設あった。

非常勤者の参加状況は、34施設のうち3施設が不参加であった。

昨年度1年間に実施した事例検討会の回数は、1回から36回まであり、平均すると8.7回であった。

事例検討会で取り上げられた事例は、対応困難事例が34.9%で最も多く、次いで、新規事例が26.7%であった。他職種との連携困難事例、ターミナルケア実践事例がそれぞれ16.3%、新人訪問看護婦の事例は2.3%、その他が3.5%であった。

34施設のうち、検討資料を作成して事例検討会を実施したのは10施設(29.4%)であり、24施設(70.6%)では特に検討資料を作らずに事例検討会を実施していた。また、事例検討の経過やまとめの記

録を残している施設は24施設(70.6%)、検討記録を残していない施設が9施設(26.5%)、未記入が1施設あった。

また、「独自の事例検討会」を実施している34施設の全てが、今年度以後も、事例検討会を続けたいと答えていた。

管理者が考える事例検討の研修効果についての回答を自由記載で求めた。その内容は以下の4点に大別された。

一つは、「知識・技術を高め、問題解決の方向性を見出すことができようになる」「処置等の判断が正確にできるようになる」「気づきが多くなる」「他者の意見を聞くことで学べる」等“看護者の資質の向上につながる効果”が17件で最も多かった。

次いで「利用者に対して同一の視点で看護ができる」「方向性が統一できる」「全員で情報を共有し評価しあい計画の見直しができることで直接サービスを受ける人の満足度アップにつながる」等“看護実践の改善につながる効果”が9件であった。

3番目は、「ステーション全体で問題解決にあたれるという意識が高まる」「連携によって共通認識ができるようになる」等“看護者間の連携、チームワークの向上の効果”が6件であった。

4番目としては、「仕事の意欲が高まる」「自信を持って仕事できるようになる」等“スタッフの意欲の向上につながる効果”が4件であった。

管理者が考える「独自の事例検討会」の課題や問題点を自由記載で回答を求めた。その内容は以下の2点であった。

最も多かったのは、「スタッフの基礎知識が不足」「深く掘り下げた検討ができない」「特殊な事例に集中しがち」等“検討会の内容の問題”が22件であった。

次いで「多忙で十分な時間が取れない」「訪問の関係で全員参加が難しい」等“事例検討会開催上の問

表5 事例検討会の形態

		あり		なし		未記入	
		施設数	%	施設数	%	施設数	%
資料作成	施設内の事例検討会	10	29.4	24	70.6	0	0.0
	行政主体の事例検討会	32	88.9	3	11.1	0	0.0
	その他の事例検討会	17	73.9	3	26.1	0	0.0
記録	施設内の事例検討会	24	70.6	9	26.5	1	2.9
	行政主体の事例検討会	27	75.0	6	25.0	0	0.0
	その他の事例検討会	16	69.6	3	30.4	0	0.0

表 6 事例検討会の効果及び課題・問題点

	効 果	課題・問題点	
		開催上の問題	内容の問題
施設内での事例検討会	<p>1. 看護実践の改善につながる効果 <9名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、同一な視点で看護ができる ・方向性が統一できる など <p>2. 看護者自身の資質の向上につながる効果 <17名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識・技術を高め、問題解決の方向性を見出すことができるようになる ・処置等の判断が正確にできるようになる ・気づきが多くなる など <p>3. 看護者間の連携・チームワークの向上の効果 <6名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他職種との連携により、共通認識ができる ・ステーション全体で問題解決にあたれるという意識が高まる など <p>4. スタッフの意欲の向上につながる効果 <4名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の意欲が高まる ・自信をもって仕事ができる など 	<p><18名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多忙で十分な時間が取れない ・訪問の関係でスタッフの全員参加が難しい ・ゆとりがない など 	<p><22名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの基礎知識の不足 ・深く掘り下げた検討ができない ・特殊な事例に集中しがちな など
行政主体の事例検討会	<p>1. 看護者の資質の向上につながる効果 <14名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視野が広がる ・広い視点で利用者をとらえることができるようになる など <p>2. 知識・技術の獲得に関する効果 <3名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアの向上 ・リハビリ技術の修得 など <p>3. 他職種との連携の強化 <10名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有ができる ・医療・保健・福祉の連携に役立つ など <p>4. 意欲の向上の効果 <1名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ間の意欲・意識が向上する 	<p><12名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問と重なり出席できないことが多い ・十分な時間が取れない ・時間調整が難しい など 	<p><20名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表者のみが一生懸命 ・研修参加者のレベルに差がある ・統一的な検討ができず、その後の評価の機会がもてない など
その他の事例検討会	<p>1. 看護実践の改善につながる効果 <3名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の人の意見を聞き別の方向性を見出せる ・経験の少ない事例では検討会の学習が実践にいかせる など <p>2. 看護者自身の資質の向上につながる効果 <8名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視野が広がる ・問題意識が持てる など <p>3. 担当者間の連携・チームワークの向上の効果 <4名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他サービス提供者の情報が得られる ・保健・福祉・医療の連携につながる など <p>4. スタッフの意欲の向上につながる効果 <2名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・やる気や意欲の向上につながる ・意欲・意識が向上する 	<p><8名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な時間が取れない ・学習会の機会が少ない など 	<p><6名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発言者が固定しがちな ・出席者のレベルに差がある など

題”で18件であった。

3. 施設外で開催する事例検討会の参加状況

1) サービス担当者会議の参加状況

平成13年3月の1か月間に開かれた「サービス担当者会議」は、0回が24施設(40.7%)と最も多く、次いで1回が11施設(18.6%)、2回が9施設(15.3%)であった。3回から5回が9施設(15.3%)、未記入が6施設(10.6%)であった。

介護支援専門員が招集する「サービス担当者会議」を、事例検討の場面として有効であると感じている管理者は46名(78%)であった。その理由は、「情報の共有ができる」「様々な職種の考えを聞ける」など“連携の効果に関するもの”が34件であった。

また、「多方面から事例を捉えることにより、より良いケアを見出せる」「総合的な支援をするのに重要である」「看護の役割が明確になり、より深い展開ができるようになる」等“ケアの質の向上に関するもの”が13件あった。

有効ではないと感じている管理者は7名(11.9%)、未記入が6名(10.2%)であった。

事例検討の場面として有効でない理由は、「サービス調整で終わってしまいがち」「時間が不足」等の意見で8件であった。

2) 行政主催の事例検討会

平成12年度1年間に保健所・市町村・福祉事務所等の行政機関が開催する「行政主催の事例検討会」に参加したのは、36施設(61%)であった。不参加は11施設(18.6%)、10施設(16.9%)が開催されたか否か知らないと答えていた。未記入は2施設(3.4%)であった。

参加した36施設のうち、スタッフ全員が参加できたのは7施設(19.4%)であり、29施設(81.4%)は、一部のスタッフの参加であった。

施設の背景、管理者の属性ともに「行政主催の事例検討会」の参加状況に関連は認められなかった。また、「独自の事例検討会」の実施状況との関連も認められなかった。

事例検討会で取り上げられた事例としては、処遇困難事例が32.1%でもっとも多く、次いで、ターミナルケア実践事例が22.2%、連携困難事例16.0%、その他が29.6%であった。

36施設が参加した「行政主催事例検討会」では、

88.9%が検討資料を作成して実施していた。また、75.0%が検討記録を残していた。

管理者が考える「行政主催の事例検討会」の研修効果に関する自由記載の内容は以下の4点に大別された。

最も多かったのは、「視野が広がる」「広い視点で利用者を捉えるようになる」等“看護者の資質の向上に関する効果”であり、14件であった。

次いで、「情報の共有ができる」「ケア関係者の機能がわかる」「保健医療福祉の連携に役立つ」等“他職種との連携の強化”が10件であった。

「心理的ケアの向上」「リハビリ技術の修得」等“知識・技術の獲得に関する効果”に関するもの3件であった。

他に「スタッフ間の意欲・意識が向上する」という“意欲の向上の効果”に関するものが1件あった。

管理者が感じている「行政主催の事例検討会」の課題や問題点に関する自由記載の内容は以下の2点であった。

「発表者のみが一生懸命」「研修参加者のレベルに差がある」「統一的な検討ができず、その後の評価の機会がもてない」等“検討会の内容の問題”が20件あった。

「訪問と重なり出席できない」「時間調整が難しい」等“事例検討会開催上の問題”が12件であった。

3) その他の研修会等での事例検討会

「独自の事例検討会」や「サービス担当者会議」、「行政が主催する事例検討会」以外の事例検討会へ「参加した人がいる」と答えたのは23施設(39%)であった。「いない」が34施設(57.6%)であり、未記入が2施設(3.4%)であった。

「その他の事例検討会」への参加状況と施設の背景、管理者の属性とに関連は認められなかった。また、「独自の事例検討会」の実施状況や、「行政主催の事例検討会」の参加状況との関連は認められなかった。

「その他の事例検討会」に参加した23施設の内、20施設(87%)は勤務時間内の参加であり、その内の18施設(78.3%)が出張扱いであった。

「その他の事例検討会」で取り上げられた事例は、処遇困難事例が50.0%で最も多く、次いで、連携困難事例と難病がそれぞれ20.6%、ターミナルケア実践事例が5.9%、その他が3.4%であった。

この事例検討会では、73.9%が検討資料を作成して実施していた。また、69.6%が検討記録を残していた。

管理者が考える「その他の事例検討会」の研修効果に関する自由記載の内容は以下の4点に大別された。

最も多かったのは「視野が広がる」「問題意識がもてる」「アセスメント能力が身につく」等“看護者の資質の向上につながる効果”で8件であった。

次いで、「他のサービス提供者の情報が得られる」「保健医療福祉の連携につながる」等“担当者間の連携、チームワークの向上の効果”の4件であった。

「他の人の意見を聞き別の方向性を見出せる」「難病など経験の少ない事例では検討会での学習が実践に生かせる」等“看護実践の改善につながる効果”は3件であった。

「やる気や意欲の向上につながる」「意欲・意識が向上する」の“スタッフの意欲の向上につながる効果”は2件であった。

「その他の事例検討会」の問題や課題に関する自由記載の内容は以下の2点であった。

「十分な時間が取れない」「学習会の機会が少ない」等“事例検討会開催上の問題”が8件であり、「内容は出席者によって差がある」「発言者が固定しがち」「スタッフが参加に消極的」等“検討会の内容の問題”に関するものが6件であった。

IV. 考察

在宅療養推進施策に伴って訪問看護が制度化され、介護保険法の成立により訪問看護の需要がさらに拡大し、訪問看護ステーションが急増した。利用者のサービス選択権を明確にした介護保険法は、在宅サービス機関の競争原理を顕在化させ、“選ばれる訪問看護ステーション”であり続けることが各訪問看護ステーションの共通の課題となった³⁾。“選ばれる訪問看護ステーション”であるためには、提供する“ケアの質の保証”と、これを支える“訪問看護者の資質の向上”が必須条件となる。

私達は、訪問看護ステーションにおける種々の事例検討会が“ケアの質の保証”と“訪問看護者の資質の向上”を達成するための方策として位置づけられると考えた。

一般的に看護分野における事例検討の意義は、複数の専門職が多面的に対応を検討することにより、

提供するケアを改善し、同時に、参加者の専門職としての資質の向上にもつながる効果を持つものと考えられている。

訪問看護はサービス提供者が多職種にわたり、医師、看護婦、ホームヘルパー等の専門職に加えて民生委員や近隣者などの協力で成り立つものである⁴⁾。また、「訪問看護は1対1の勝負で、一つ一つのケアや判断の重さは格別であり、よほどのことがない限り咎められることもなく、独善的なケアに陥る危うさを併せ持つ⁵⁾」という特質が指摘されている。

多数の職種との協働体制に加えて、看護実践場面での判断やケアの選択・実施が個の看護職に委ねられている訪問看護ステーションにおいて、“ケアの質を保証”するためには、事例検討は欠かせない対応策といえる。

1. 事例検討会の実施・参加状況

本調査の結果を見ると、昨年度中に、施設内で独自の事例検討会を実施した訪問看護ステーションは不定期開催を含めて57.6%であり、市町村や保健所、福祉事務所単位の行政主催の事例検討会へ参加した施設は61.0%、その他の事例検討会に参加した施設は38.9%であった。施設内で独自の事例検討会をしていないステーションが、その代替として他の事例検討会に多く参加しているのではないかと予測したが、統計的に差は認められなかった。

訪問看護の特性から事例検討の必要性を考えると、訪問看護ステーションにおける独自の事例検討会が十分に行われているとはいえない。この状況の背景としては訪問看護ステーションの規模の問題が考えられる。非常勤者の常勤換算を含めた平均看護職員数が4.3人であり、小規模施設が多いという点である。少人数の施設では、時間的余裕の無さから、事例検討会の実施に至らないということと、少人数の場合、スタッフ間で日常的な情報交換が行われやすいことで、改めて事例検討の必要性を見出しにくいという状態が考えられる。

加えて、本調査が実施された時期の影響も考慮しなければならない。調査は、平成13年4月に実施したが、設問は介護保険法施行1年目にあたる平成12年度の実例検討会の実施状況を聞くものであったため、いずれの訪問看護ステーションにおいても業務が混乱し、多忙を極めた時期に重なっている。業務の多忙さに追われ、時間的余裕の無さから、事例検

討会が実施できなかったとも考えられる。

経営形態別に事例検討会の実施状況を比較すると、独立採算制の施設に独自の事例検討会を実施している割合が高かった。これは、経営の安定のためには、“選ばれる訪問看護ステーション”であることが必要で、そのためにはケアの質の向上・維持が不可欠であることから、その対応策の一環として事例検討会が必要だと考えられている現状が推察できる。このことは、管理者の感じている事例検討会の効果として「全員で情報を共有し評価しあい計画の見直しができることで直接サービスを受ける人の満足度アップにつながる」等の意見が挙げられていることから推察できる。

施設独自の事例検討を改めて実施する必要性を見出しにくい少人数のステーションでは、看護職員数が少ないことに加えて、職種が限られるために、複数の専門職の視点で多方面からの事例を見直す検討会が成立しにくいことが考えられる。こうした状況で効果的な事例検討会を取り入れて行くためには、近隣の施設との合同開催が有効な方策であり、今後も積極的に進めていくことが必要であろう。

保健所や市町村・福祉事務所等の行政が主催する事例検討会への参加状況は、61.0%であり、施設独自の事例検討会の実施状況に比して高いと言える。介護サービスの民営化が進む中で、従来の行政主導の事例検討会は縮小傾向にあるが、現段階では、訪問看護職の教育・研修の機会として有効に活用されていることが伺える。訪問看護ステーションがそれぞれの立場で、効果的な事例検討会を実施できるようになるまでの期間、行政主催の事例検討会の必要性が残されていると考えられる。

その他の事例検討会については、勤務時間内の出張扱いでの参加が大多数を占めることから、訪問看護職員の研修派遣の一環として位置づけられていることが伺われる。しかし、参加できる人数に限りがあり、39%の施設で1年間に1~2名が1~2回参加している現況は、増加し続ける訪問看護職員にとって十分な学習機会とはなり得ていない。今後は参加しやすい身近な会場での事例検討会を訪問看護職の現任教育企画として進めていくことが望まれる。

2. 事例検討会の形態

事例検討会の進め方は、検討会の種類や趣旨に沿って様々な方法が取られるが、原則として、事例提

出者によるケースレポートの提出、レポートと口頭による事例の提示、事例の共有化、課題の検討、まとめという流れが一般的である⁶⁾。

そこで、本調査では、検討資料としてのケースレポートが作成されるか否かと、検討の過程やまとめが記録に残されるか否かの2点に絞って検討会の形態を調査した。

資料作成については、施設独自の事例検討会では資料を作成しないものが70.6%であった。行政主催のものでは11.1%、その他の事例検討会では26.1%が作成していなかった。

施設独自の事例検討会で、検討資料としてのケースレポート作成が少ない現状は、実際の訪問記録をそのまま活用して事例検討している状況が伺われる。資料は検討に参加するメンバーが事例について共通理解するためのものであるから、お互いの事例を良く知り合っている少人数の施設内での検討会では、準備の時間をかけず、形式ばらずに検討会を実施するためには、こうした方法も有効であろう。しかし、事例提供者が、他者に提示するための資料としてケースレポートを作成する過程には、事例を振り返ることで自己の看護実践をみつめ直し、整理するという大きな学習効果を含むものである。現在は資料を作成していない施設においても、徐々に、ケースレポートを作成して行う事例検討会を取り入れていくことが、教育・研修効果を高める事例検討会の実現につながるものと考えられる。

行政主催のものでは88.9%、その他の事例検討会においても73.9%が、検討資料として、ケースレポートが提示されていた。これは、事例検討会の一連の過程で、事例の提示・共有化の過程の意義が認められていることを示すと考えられる。

しかし、11.1%、26.1%と少数ではあるが、資料としてケースレポートが提示されない検討会があることは、“事例の共有化”が十分にできない可能性を含んでおり、「問題を種々の面から総合的に見ること」¹⁾という事例検討会の機能を生かせないことにつながる。今後の改善を要する点と考える。

事例検討記録については、施設独自の事例検討会では26.5%が記録を残していなかった。行政主催のものでは25.0%、その他の事例検討会では30.4%が検討の記録を残していなかった。

3種類の事例検討会のいずれにおいても、25~30%の割合で検討記録が残されていないという現状も今

後の改善を要する点である。

「事例検討により、問題やニーズを発見するアセスメント能力を養うこと」ができ「自己覚知を深めること」ができると言われている⁷⁾。広い視野でのもの見方やアセスメント能力、自己洞察力などの看護者の資質を向上させる事例検討会の効果は、事例検討の積み重ねによって発揮されるものである。その検討の積み重ねを有効にするのは、検討記録の存在である。同時に検討記録は、参加者外にも検討での学びを広める効果も持つものである。検討記録を残すことの必要性とその意義についての周知を図ることが効果的な事例検討会の実現につながると考えられる。

3. 事例検討会の教育的意義と課題

事例検討は「看護体験を持ち寄り、それを共有していく中で“自分の看護の発見”から“看護観の形成”へという方向を目指すもの⁸⁾」と定義され、「事例から客観的法則性を引き出し看護の技術化を図ろうとする立場や、看護プロセスの振り返りから問題解決の方向性を見出そうとする立場、事例検討を教育の手段として重視する立場など」の事例検討の持つ多面的性質が指摘されている⁸⁾。

本調査においても、施設独自の事例検討会、行政主催の事例検討会、その他の事例検討会、いずれの場合においても教育・研修的效果として、①看護実践の改善、②看護者の資質の向上、③担当者間の連携やチームワークの向上、④スタッフの意欲の向上に関する記述が数多くなされていた。このことから、訪問看護ステーションの管理者は、事例検討会の持つ教育的意義について強く認識していると言える。そして、この4項目で表現される事例検討会の効果の全てが、訪問看護ステーションとして提供する看護サービスの質を向上させることにつながると認識していると考えられる。

また、いずれの事例検討会においても、検討事例は、対応・処遇困難例が最も多く、多職種との連携困難事例、ターミナルケア実施例、難病事例などが数多く検討されており、実践的なケアの改善を見出そうとするだけではなく、難しい事例へのケアをみつめ直し、学びを深めようという視点が強く打ち出されている。このことはより充実したケアを求め学び続ける看護者の姿勢を裏付けるものであり、事例検討に、教育・研修的意義を期待している結果と言

える。

一方、管理者が事例検討会の問題・課題とした「スタッフの基礎知識が不足」「内容は出席者によって差がある」「深く掘り下げた検討ができない」「発言者が固定しがち」等の意見は、現在の訪問看護者の状況を反映していると考えられる。筆者らが平成11年に実施した調査においても、訪問看護職の訪問経験は平均3.3年と短く、一時離職後の再就職者が4割強を占めていたことから、急増した訪問看護者の基礎知識に大きな差が生じていることが伺える。訪問看護者が種々の規模の事例検討会を体験することで、こうした差を縮め、効果的な事例検討会が実現できるものと考えられる。

V. まとめ

N県内の訪問看護ステーションを対象に、事例検討の実態と教育的意義に関する管理者の意識を調査し、以下の結果を得た。

1. 施設内で独自の事例検討会を定期的実施していたのは18.6%であり、不定期で実施していたのが39.0%であった。市町村等の事例検討会へ参加したのは60.6%であり、その他の事例検討会へ参加したのは39.0%であった。
2. 実施・参加している事例検討会のうち、施設内の事例検討会では、検討資料が作成されたのは29.4%、検討の記録を残しているものは70.6%であった。
3. 管理者が考える事例検討会の効果は、①看護実践の改善、②看護者の資質の向上③看護者間の連携・チームワークの向上④スタッフの意欲の向上の4点に分けられた。

以上、訪問看護ステーションの管理者の多くは、事例検討会の必要性や意義について認めていることが明らかになった。しかし、同時に、行われている事例検討会が、十分に効果的に行われているとはいえないと考えられる。

今後は、介護保険法導入に伴う混乱期を過ぎることから、それぞれの訪問看護ステーションが、その特質を生かしながら、提供する看護サービスの質を向上させるために、看護実践を改善し、看護者の資質を高めるような事例検討会の実現を求めていく必要がある。

引用・参考文献

- 1) 飯吉令枝他：N県内の訪問看護ステーションにおける看護職の教育ニーズ、新潟県立看護短期大学紀要第6巻、p57～70, 2000.
- 2) 飯田澄美子：看護実践と事例検討会、その意義と方法をめぐって、月刊ナーシング、Vol. 7, No. 2, p137～141, 1987.
- 3) 藤原康子：介護保険下で「選ばれる」ステーションになるための課題、訪問介護と看護、Vol. 5, No.1, p26～29, 2000.
- 4) 原和子他：在宅ケアにおける事例検討、看護実践の科学、p42～47, 1997.
- 5) 野村千春：事例検討を新人育成に活用、訪問看護と介護、Vol.1, No. 4, p258～264, 1996.
- 6) 筒口由美子：事例検討の積み重ね、看護、Vol.40, No. 2, p55～61, 1988.
- 7) 須加美明：効果的な事例検討の進め方、訪問看護と介護、Vol.1, No. 4, p235～241, 1996.
- 8) 中山洋子：事例検討における看護体験の共有化、ナースステーション、Vol.14, No. 4, p10～14, 1984.
- 9) 内布敦子他：事例検討で現場はどう変わりつつあるか、訪問看護と介護、Vol.1, No. 4, p242～248, 1996.
- 10) 外口玉子：事例検討の原点としての事例検討を問う、看護学雑誌、Vol.53, No. 7, p684～690, 1989.
- 11) 西元勝子：ザ・ケース・カンファレンスその準備から実施まで、月刊ナーシング、Vol.11, No.12, p22～25, 1991.
- 12) 平松則子：事例検討の効果的活用、看護実践の科学、p18～23, 1997.
- 13) 佐々木サイ子：院内研修における事例検討、看護実践の科学、p30～35, 1990.